ロ　イにより、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第37条第１項の規定により読み替えて適用される法第24条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

ハ　イにより、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第37条第１項の規定により読み替えて適用される法第24条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ　（略）

(4)　（略）

(5)　(1)から(4)までの措置と併せて講ずべき措置

(1)から(4)までの措置を講ずるに際しては、併せて次の措置を講じなければならない。

イ　（略）

ロ　法第15条第２項、第23条第２項及び第24条第２項において準用する第11条第２項の規定を踏まえ、船員が職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、地方運輸局（運輸監理部を含む。）に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたこと（以下「妊娠、出産等に関するハラスメントの相談等」という。）を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、船員に周知・啓発すること。

（不利益な取扱いをされない旨を定め、船員にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例）

①・②　（略）

附　則

この告示は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十月一日）から適用する。

その他告示

○内閣府財務省告示第八号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十六条第三号の規定に基づき主務大臣の指定する金融機関を次のように定め、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行の日（令和八年九月十八日）から適用する。

なお、株式会社国際協力銀行法第三十六条第三号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関を定める件（平成二十八年五月財務省告示第百五十九号）は、同日をもって廃止する。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

株式会社国際協力銀行法第三十六条第三号の規定する主務大臣の指定する金融機関は、外国の銀行その他の金融機関とする。

ロ　イにより、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた船員（以下「被害者」という。）に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第31条第１項の規定により読み替えて適用される法第18条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

ハ　イにより、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第31条第１項の規定により読み替えて適用される法第18条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ　（略）

(4)　（略）

(5)　(1)から(4)までの措置と併せて講ずべき措置

(1)から(4)までの措置を講ずるに際しては、併せて次の措置を講じなければならない。

イ　（略）

ロ　法第11条の３第２項、第17条第２項及び第18条第２項において準用する第11条第２項の規定を踏まえ、船員が職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、地方運輸局（運輸監理部を含む。）に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたこと（以下「妊娠、出産等に関するハラスメントの相談等」という。）を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、船員に周知・啓発すること。

（不利益な取扱いをされない旨を定め、船員にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例）

①・②　（略）

○内閣府財務省告示第九号

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）第九条第一項の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の提出日を次のように定め、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行の日（令和八年九月十八日）から適用する。

なお、株式会社国際協力銀行の社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の提出日を定める件（平成二十八年五月財務省告示第百六十号）は、同日をもって廃止する。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

株式会社国際協力銀行法施行令第九条第一項に規定する主務大臣の定める日は、毎事業年度開始の前日とする。